

「おいしい！KANSAI 応援企業」登録制度実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、関西広域連合広域産業局農林水産部（以下、農林水産部という。）が行う、エリア内特産農林水産物の消費拡大運動の趣旨に賛同する企業を「おいしい！KANSAI 応援企業」として登録し、社員食堂や職員食堂（以下「食堂」という。）でのエリア内農林水産物を使った料理の提供を通じた消費拡大を図るため、必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 企業とは、関西広域連合エリア内に本社又は事業所があり、食堂を有する又は食堂を運営する企業、事業所、法人、団体等をいう。
- (2) 特産農林水産物とは、エリア内での消費拡大を目指し、構成府県市から提案される品目をいう。

（登録要件）

第3条 農林水産部が行う消費拡大運動の趣旨に賛同すること。

（協力依頼事項）

第4条 関西広域連合長は、登録企業に対し、以下の取組について協力を依頼するものとする。

- (1) エリア内の農林水産物(加工品を含む)を使った料理の提供
- (2) 使用した食材の表示（名称・産地など）
- (3) ミニのぼり、POP等の展示
- (4) その他、農林水産部が行う消費拡大運動への協力

（申込）

第5条 前条の登録を受けようとする企業は、おいしい！KANSAI 応援企業登録申込書（様式第1号）を関西広域連合長に提出するものとする。

なお、申込は施設ごとに行うものとし、登録を受けようとする企業と当該企業が有する食堂の運営企業が異なるときは、両者連名又はいずれかの企業が単独で申込するものとする。

（登録）

第6条 関西広域連合長は、前条の申込みをした企業(以下「申込企業」とい

う。)を「おいしい! KANSAI 応援企業」として登録するものとする。

2 関西広域連合長は、前項の登録をした場合は、申込企業にその旨を通知し、おいしい! KANSAI 応援企業登録証(様式第2号)交付するとともに、企業の名称、概要について、広く周知を図るものとする。

3 関西広域連合長は、登録企業に対し、下記の資材及び情報の提供を行うものとする。

(1) エリア内特産農林水産物リスト及びミニのぼりの提供

(2) 旬の特産農林水産物情報の提供

(変更の届出)

第7条 登録企業は、所在地、名称並びに食堂の運営企業を変更したときは、おいしい! KANSAI 応援企業登録事項変更届(様式第3号)を関西広域連合長に届け出るものとする。

(登録の辞退)

第8条 登録企業は、登録継続の意思を失ったときは、おいしい! KANSAI 応援企業辞退届(様式第4号)に登録証を添えて、その旨を関西広域連合長に届け出るものとする。

(登録の取消し)

第9条 関西広域連合長は、法令に違反したとき、その他登録企業として適当でないと認めるときは、当該企業の登録を取り消すことができる。

(報告)

第10条 関西広域連合長は、必要があると認めるときは、登録企業に対し、登録企業の消費拡大に係る取組内容に関し、報告を求めることができる。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

おいしい！KANSAI 応援企業登録申込書

年 月 日

関西広域連合長 様

申込者（名 称）

代表者の職氏名

関西広域連合広域産業振興局農林水産部が行う消費拡大運動の趣旨に賛同し、おいしい！KANSAI 応援企業登録制度実施要領第5条の規定により、下記のとおり申し込みます。

記

◆申込企業の概要

名称 ※	
代表者職氏名	
住所 ※	
電話・FAX番号	電話 FAX
ホームページアドレス ※	
業種 ※	1 製造業 2 建設業 3 情報通信業 4 運輸業 5 卸売・小売業 6 金融・保険業 7 不動産業 8 飲食店・宿泊業 9 医療・福祉 10 複合サービス業 11 サービス業 12 その他（ ）
業務概要 ※	
食堂の運営方法	1. 直営方式 2. 委託方式 3. テナント方式
担当者所属・職氏名	所属 職氏名
担当者電話・FAX番号	電話 FAX
担当者メールアドレス	

◆食堂の概要

食堂名称 ※			
運営企業名 ※ (委託、テナント方式の場合)			
代表者職氏名			
住所 ※			
電話・FAX番号			
ホームページアドレス ※			
営業日	営業時間	食堂数	客席数
担当者所属・職氏名	所属	職氏名	
担当者電話・FAX番号	電話	FAX	
担当者メールアドレス			

(注) 申込企業と当該企業が有する食堂の運営企業が異なる場合は、連名又はいずれかの企業が単独で申込をして下さい。

※のついた項目についてはホームページ等で公表させていただきます。

《添付書類》会社概要（その他広報のため参考となる資料）

様式第2号（第6条関係）

登録番号 第 号

おいしい！KANSAI 応援企業登録証

（企業・事業所・法人・団体名）様

※連名申込の場合は、両企業名を記載

おいしい！KANSAI 応援企業登録制度実施要
領第6条の規定により、貴社をおいしい！
KANSAI 応援企業として登録したことを、ここに
証します

年 月 日

関西広域連合長名

様式第3号（第7条関係）

おいしい！KANSAI 応援企業登録事項変更届

年 月 日

関西広域連合長 様

届出者 所在地
名 称
代表者職氏名

年 月 日付け第 号で登録された内容を下記のとおり変更したので、おいしい！KANSAI 応援企業登録制度実施要領第7条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 変更日 年 月 日

2 変更内容

変更する登録項目	変更前	変更後

（注）届出企業と当該企業が有する食堂の運営企業が異なる場合は、連名又はいずれかの企業が単独で届出をして下さい。

様式第4号（第8条関係）

おいしい！KANSAI 応援企業登録辞退届

年 月 日

関西広域連合長 様

届出者 所在地
名 称
代表者職氏名

年 月 日付け第 号で登録された「おいしい！KANSAI 応援企業」を辞退したいので、おいしい！KANSAI 応援企業登録制度実施要領第8条の規定により届け出ます。

（注）届出企業と当該企業が有する食堂の運営企業が異なる場合は、連名又はいずれかの企業が単独で届出をして下さい。

《添付書類》
登録証を添付してください。